

霧島市第 11 期高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定支援業務委託 仕様書

1. 委託業務名

霧島市第 11 期高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務委託

2. 目的

老人福祉法第 20 条の 8、介護保険法第 117 条及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条の規定に基づく、令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とした「霧島市第 11 期高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画」（以下「次期計画」という。）の一体的な策定並びに計画策定のための関連業務を行う。

計画策定に当たっては、介護保険法等の関係法令及び国の定める基本指針等に即し、また、本市の上位計画となる「第二次霧島市総合計画」の基本方針や各関係計画との施策の方向性の整合性をもって作成するものとする。

3. 業務場所

霧島市内

4. 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 業務内容

次期計画の策定を効率的に進めるため、おおむね次の業務を実施する。ただし、業務内容は、計画の策定に必要と思われる事項を示したものであり、詳細については、プロポーザルでの受託者の企画提案書を踏まえて、委託者及び受託者で協議して決定する。

また、各種調査の項目、内容等については、今後国や県から示される方針等を踏まえ、適宜変更、調整等を行うものとする。

なお、受託者（以下「乙」という。）は、委託者 霧島市（以下、「甲」という。）における高齢者福祉及び介護保険事業施策の現状を十分に理解し、業務を行うこと。

〈令和 7 年度業務〉

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査

ア. 調査票の設計、作成及び印刷業務

- ・調査項目については、国から示される調査票を基本に、本市独自の設問を加えた内容とすることを想定している。なお、本市独自の設問設定にあたり、前回調査との比較や地域分析等多面的に分析できるよう設問項目の提案等の支援を行うこ

と。また、調査票の原案をWordデータ渡しとすること。

- ・調査票の印刷は、乙にて行うものとし、調査票については、フォント、ページ数等変更することなく、そのまま両面刷りにて使用すること。
- ・インターネットでの回答ができるよう対応すること。また、郵送による回答と重複が無いよう対応すること。

イ. 調査表の発送及び回収業務

(ア) 対象者

在宅要介護（要支援）認定者	1, 300件
一般高齢者	1, 100件
若年者	1, 600件

※件数については予定であり、今後、国や県が示す調査方法等により変更の可能性はある。

(イ) 配布方法

- ・郵送料は、乙が負担すること。
- ・甲が提供する対象者リスト（データ）を基に乙が宛名等の印字、調査表等の封入・封緘作業、発送を行う。

(ウ) 回収方法

- ・回収方法は、返信封筒を用いた郵送による回収とすること。

| | |--------------| | 目標回収数(有効回答数) | |--------------|

在宅要介護（要支援）認定者	600件
一般高齢者	600件
若年者	600件

- ・返信用封筒（封筒作製、料金受取人払郵便に係る手続業務等含む）及び郵送料については、乙の負担とし、返送先を霧島市役所長寿介護課（郵便局留め）とすること。

ウ. 調査票結果の入力業務

乙は、調査結果のデータ入力を行うこと。

また、結果を地域包括ケア「見える化」システムに反映すること。

エ. データ集計・分析業務

乙は、設問ごとの単純集計を行うほか、性別、年齢別、介護度別、前回調査との比較など分類ごとにクロス集計を行う。また、調査結果から得られた問題点や課題についても、今後の政策評価の際の評価項目として活用できるようにとりまとめ、調査結果からみられる傾向等について、市全体及び日常生活圏域ごとの分析を行うこと。

オ. 成果品の納入

- ・記載の文書やレイアウト、内容については、甲と協議すること。
- ・調査内容の報告書をA4縦、横書き版で作成し、PDF形式及び修正可能な形式（Word、Excel等）の2種類を納品すること。納品時期は、協議の上、決定する。（令和8年3月上旬を予定）
- ・報告書のほか、県への提出用Excelデータの作成を行うこと。
- ・地域包括ケア「見える化」システムへの調査結果のデータ取り込みなどシステムやソフト等との連携が必要となるので、これらには必要な対応を行うこと。
- ・在宅介護実態調査については、調査結果と認定ソフトを被保険者番号で連結させる予定であり、被保険者番号とデータの連携に留意すること。
- ・その他、求めに応じて報告に関する資料等の提出を行うこと。

（2）工程管理

甲と協議の上、計画策定に係る全体行程表を作成すること。工程表はその進捗にあわせて適宜、見直しを行う。なお、令和8年度においても同様とする。

（3）霧島市高齢者施策委員会への参画と運営支援

- ・必要に応じて、霧島市高齢者施策委員会（年度末に1回を想定）へ出席し、説明や議事録の作成を行うこと。
- ・他市町村（モデル事業の先進事例含む）の情報収集及び会議の開催に向けた資料の作成を行うこと。

〈令和8年度業務〉

（1）霧島市第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の検証

以下の項目に係る評価・分析・課題の抽出をすること。

- ・第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の運営全般
- ・基本目標及び重点施策
- ・高齢者福祉計画における各種施策
- ・地域支援事業における各種の取組
- ・介護サービスの利用状況及び介護保険給付費
- ・介護認定状況（認定者数・認定率・要介護度等）
- ・日常生活圏域における介護サービスの状況
- ・上記を踏まえ、次期計画に向けて真に解決すべきものの課題整理

（2）課題解決支援

- ・高齢者等実態調査の結果及び第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

の検証で明らかになった課題を解決するための支援

- ・国や県の高齢者福祉制度や介護保険事業制度をめぐる制度改正の動向や情報を反映した施策提案等
- ・受託者が保有する人材・ノウハウ・強み、経験値(過去に受託した計画策定業務等の経験等)を活用した助言や施策提案等
- ・他市における先進事例や成功事例に基づく助言や施策提案等
- ・その他、課題の解決に有効と思われる支援

(3) 次期計画策定に必要な各種推計(日常生活圏域単位別の推計を含む)

ア. 人口等の推計

総人口、高齢者人口、被保険者数、認定者数、認知症高齢者数等

イ. 介護サービス利用者等の推計

ウ. 介護サービス必要量の推計

- ・高齢者等実態調査の結果等に基づく介護サービスの必要量
- ・地域密着型サービス事業所の必要整備数や高齢者向け住まいの必要数

エ. 地域支援事業に係る分析及び推計

- ・介護予防・日常生活支援総合事業や一般介護予防事業、その他、地域支援事業の現状分析
- ・地域支援事業の対象者や地域支援事業費の推計

オ. 第1号被保険者の保険料額の推計

介護保険料の設定に関する助言及び介護保険料の算出を行う。

(4) 国推奨調査

居所変更実態調査及び在宅生活改善調査(オンライン実施)

(5) 市独自調査

事業所アンケート調査及び介護支援専門員調査(オンライン実施)

(6) 次期計画の骨子案及び素案の作成

現状分析結果、霧島市高齢者施策委員会及び霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会、パブリックコメント、委託者等の意見等を踏まえた上で作成すること。

(7) パブリックコメントの実施支援業務

パブリックコメントの意見に対して、助言・支援を行うこと。

(8) 霧島市高齢者施策委員会等への参画と運営支援

- ・必要に応じて、霧島市高齢者施策委員会（年４回程度開催予定）、霧島市高齢者福祉計画等策定検討委員会（年３回程度開催予定）等へ出席し、説明や議事録の作成を行うこと。
- ・他市町村（モデル事業の先進事例含む）の情報収集及び会議の開催に向けた資料の作成を行うこと。

（９）成果品

ア．霧島市第 11 期高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画書

１部（Ａ４版、表紙カラー、中身モノクロ、180 ページ程度）

同内容の電子データ 1 部（ＣＤ－Ｒ）※ファイル形式：PDF、Word

イ．霧島市第 11 期高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画書の概要版

同内容の電子データ 1 部（ＣＤ－Ｒ）※ファイル形式：PDF、Word

6．注意事項

- ・本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めること。
- ・本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とする。
- ・受託者は、個人情報の保護に関する法律や、霧島市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- ・本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- ・本業務の履行に当たり必要となる資料等については、その都度、委託者から提供する。受託者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後すべて返却する。
- ・受託者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、一切委託者に帰属するものとする。
- ・業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。